

## 東シナ海の海底資源をめぐる日中紛争

澤 喜司郎

### はじめに

『読売新聞』(2005年1月1日付朝刊)に衝撃的な記事が掲載された。それは、東シナ海で中国が進めようとしている天然ガス田開発計画の全容が日本政府の内部資料で明らかになったというもので、同紙によれば「東シナ海では日本と中国が排他的経済水域(EEZ)の境界をめぐる対立しており、日本側は日中中間線を境界とするよう主張しているが、中国側は日本側に張り出した鉱区を12か所も設定していた。このうち3か所は、鉱区全体が日本側に完全に入っていた。ガス田開発を担当しているのは、中国の国営石油開発会社「中国海洋石油総公司(CNOOC)」。鉱区の一部は同社ホームページ上でも公開されているが、日本政府は、CNOOCが米証券取引委員会(SEC)に提出した資料や、国際情報筋から独自に入手した情報をもとに、公開資料では伏せられていた鉱区を含めて詳細な開発計画を把握した」という<sup>1)</sup>。

- 1) 国連海洋法条約は「いずれの国も、この条約の定めるところにより決定される基線から測定して12海里を超えない範囲でその領海の幅を定める権利を有する」(第3条)とし、「排他的経済水域とは、領海に接続する水域であって」(第55条)、「領海の幅を測定するための基線から200海里を超えて拡張してはならない」(第57条)としている。そして「沿岸国は、排他的経済水域において、次のものを有する。(a)海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源(生物資源であるか非生物資源であるかを問わない。)の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利並びに排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のためのその他の活動(海水、海流及び風からのエネルギーの生産等)に関する主権的権利、(b)この条約の関連する規定に基づく次の事項に関する管轄権 (i)人工島、施設及び構築物の設置及び利用 (ii)海洋の科学的調査 (iii)海洋環境の保護及び保全、(c)この条約に定めるその他の権利及び義務」(第56条第1項)と規定している。

また、東シナ海では日本と中国の間の距離が短く、両国が排他的経済水域を設定できる海域が重なっているため、東シナ海の日本と中国両国の領海基線(海岸線)の中間

日本政府は2004年秋までにこうした事実を掴んでいたが、「中国との関係を考慮して公表を控えている」(『読売新聞』2005年1月1日5時32分更新)としていたが、日本政府関係者が「中国政府の行為は日本の主権に対する重大な侵害だ」(同上)と述べていることもあり、この事実は「筋を通して中国と向き合わなければ日本の国益は守れないことを改めて浮き彫りにし…日本政府は、中国への過剰な配慮が目立つ対中関係の見直しを迫られそうだ」(『読売新聞』2005年1月1日付朝刊)と言われているのである。

そこで、本稿では東シナ海における海底資源をめぐる日中間の紛争の経緯を明らかにし、その問題の所在について若干の検討を試みることにする。ただし、本稿における検討は東シナ海で調査活動を続けてきた中国政府が日中間線ぎりぎりの中国側海域で天然ガスを採掘するための施設建設に着手したことが東京新聞の調査によって確認された2004年5月27日から、中国外交部の孔泉報道官が「日本が一方的に主張する中間線を根拠にデータと資料の提供を求めるのは、まったく道理に合わない」として日本政府からのデータと資料の提供要請を拒否した2004年9月7日の定例記者会見まで(日本政府が上記の資料を入手する直前まで)とし、以降の実務者協議等の検討については次稿以降に譲ることを予めお断りしておく。

## I 天然ガス採掘施設の建設に着手した中国政府と焦る日本政府

### (1) 天然ガス採掘施設の建設と中国の傲慢さ

中国海洋石油総公司、中国石油化工集团公司、英ロイヤル・ダッチ・シェル社と米ユノカル社は2003年8月19日に、上海市の南東沖約500kmにある東海(東シナ海)大陸棚にある窪地・西湖海域での天然ガス5事業に関する契約書に調印した。「人民網日本語版」(2003年8月20日)によれば、契約された5事業

に引かれた線を日中中間線といい、日本は両国から等距離の「日中中間線を境界にすべきだ」として尖閣諸島を含む領海基線で線を引き、その東側を排他的経済水域として主張しているが、中国は日中中間線を認めず、南西諸島西側に広がる沖繩トラフ(舟状海盆)までの大陸棚全域を自国の排他的経済水域と主張している。

のうち、3事業が調査事業、2事業が開発事業で、出資比率は中国海洋石油総公司と中国石油化工集団公司が各30%、英ロイヤル・ダッチ・シェル社と米ユノカル社が各20%であり、中国海洋石油総公司が5事業の運営を担当する。また、契約によると最初に着手する事業は浙江省寧波市三山沖約350kmにある春暁天然ガス田群の開発(投資額90億元)とされ、2005年上半期の生産開始を目指し、生産から2年後には年間24億9600万 $m^3$ の天然ガスを生産する予定で、主に浙江省の銭塘江以南地域に工業用および民生用として供給し、一部は上海市の予備天然ガス源とするという<sup>2)</sup>。

このような東シナ海での天然ガス田の開発は、中国海洋石油総公司の衛留成総経理が「中国経済で最も活力ある長江デルタ地域のクリーンエネルギーへの需要を満足させることができる」と語っているように、中国では高度成長を維持するためのエネルギー確保が重要課題となっているからである。そのため、中国政府は1992年に「領海法」を制定し、90年代半ばから東シナ海において海洋調査船活動を本格化させ、たとえば2004年3月7日に南大東島の東方海域で中国政府の海洋調査船が発見され、日本政府の強い抗議もあって調査活動は2カ月間確認されていなかったが、5月7日以降には尖閣諸島の魚釣島周辺海域で数回にわたって確認されるなど「日本政府の度重なる抗議にもかかわらず、中国の海洋調査船による日本の排他的経済水域での活動はやむ気配を見せていない」ばかりか、中国外交部の劉建超副報道官は5月13日の定例会見で「中国の海洋調査活動は中日両国間で(領有権の)争いがある海域で行われており、日本の排他的経済水域には属していない。この海域での活動は完全に合法的だ」といい、この「中国外交部の発言は、抗議を受けようとも調査を継続していく姿勢を鮮明にしたものだ」(『東京新聞』2004年5月

2) なお、契約が結ばれた5事業の対象海域は面積250,000 $km^2$ に及ぶ東海大陸棚のうちの22,000 $km^2$ で、東海大陸棚の中でも天然ガス資源が最も豊富とされる海域である。中国政府は20年余りにわたる調査で、平湖、春暁など7カ所で豊富な天然ガス層を発見し、その確認埋蔵量と推定埋蔵量の合計は2,000億 $m^3$ に達するといわれ、平湖天然ガス田は1998年から生産を開始し、上海市に年間45,000万 $m^3$ の天然ガスを供給している(「人民網日本語版」2003年8月20日)。

16日)と言われているが<sup>3)</sup>、何よりも問題なのは「日中間で領有権の争いのある海域での海洋調査活動は合法的」「日中間で領有権の争いのある海域は中国の排他的経済水域であり日本の排他的経済水域ではない」という横暴な論理を中国政府が展開していることである。

そして、東シナ海で調査活動を続けてきた中国政府が日中中間線ぎりぎりの中国側海域において天然ガスを採掘するための施設建設に着手したことが2004年5月27日に東京新聞の調査によって確認された(「東京新聞」2004年5月28日)。同紙によれば、採掘施設は「春暁ガス田群」と呼ばれるガス田群のうちの春暁で、日中中間線から中国寄りに約5kmの距離にあり、中国が1998年に初めて造った東シナ海の平湖ガス田は日中中間線から約70kmの距離にあるため春暁ははるかに日本側に寄っているばかりか、春暁ガス田群は1995年に中国政府が日中中間線を挟んで中国側での試掘と日本側での無断試掘に成功し、豊富な天然ガスの埋蔵を確認していたところである。確認された採掘施設には、5月23日に海底に設置された20m四方の足場を海面に見せている巨大なやぐらがあり、それは年内には完成し、海底パイプラインを通じて中国本土の寧波に年間25億m<sup>3</sup>の天然ガスを送り込むことになっている。また、春暁ガス田群には5カ所の鉦区が設定され、春暁に隣接した宝雲亭で第2の採

3) 国連海洋法条約は「沿岸国の排他的経済水域又は大陸棚において海洋の科学的調査を実施する意図を有する国及び権限のある国際機関は、海洋の科学的調査の計画の開始予定日の少なくとも6箇月前に当該沿岸国対し次の事項についての十分な説明を提供する。(a)計画の性質及び目的 (b)使用する方法及び手段(船舶の名称、トン数、種類及び船級並びに科学的機材の説明を含む。) (c)計画が実施される正確な地理的区域 (d)調査船の最初の到着予定日及び最終的な出発予定日又は、適当な場合には、機材の設置及び撤去の予定日 (e)責任を有する機関の名称及びその代表者の氏名並びに計画の担当者の氏名 (g)沿岸国が計画に参加し又は代表を派遣することができる程度」(第284条)と規定しているが、東シナ海では日中の境界が未確定のため中国の一方的な調査が横行した。このため2001年2月に日中間で東シナ海における相手国の近海(領海を除く)で海洋の科学的調査を行う場合は、相互に2カ月前までに事前通報を行うことを内容とする「海洋科学調査の相互事前通報の枠組み」が成立したが、これ以後も中国の違反が絶えず、しかも活動範囲も太平洋に拡大してきているのである。なお、「海洋科学調査の相互事前通報の枠組み」については平松茂雄「中国の事前通報による東シナ海海洋調査活動」『東亜』2001年10月号、拙稿「東アジアにおける中国の覇権的領土主義」『東亜経済研究』第63巻第1号、平成16年3月を参照されたい。

掘施設の建設計画があるほか、平湖ガス田の南方50kmでも試掘調査が進められており、「日中中間線付近に大規模なガス田群が誕生するのは時間の問題」と言われていた。

さらに、同紙は「東シナ海に眠る石油や天然ガスは黒海油田に相当する推定72億トンとされ…その大半が日中中間線の日本側にあるとみられている。石油や天然ガスなどの地下資源が複数国にまたがった場合、埋蔵資源の体積に応じて配分するのが国際常識とされる。だが、日本政府の調査は、地質構造を探る程度の基礎調査にとどまり、配分を求める根拠を持ち合わせていない」のため「中国側が独占する可能性が大きい。採掘には米国と英国・オランダの石油企業が一社ずつ加わっており、日中間の新たな懸案に発展する恐れがある」と指摘していたのである。

## (2) 無策な日本政府と責任をなすり合う省庁

東シナ海の日中境界海域で中国政府による新たな天然ガス採掘施設の建設が明らかになった5月28日に自民党本部で「海洋権益に関するワーキングチーム」(武見敬三座長)の会合が開かれ<sup>4)</sup>、会合では「10年前から中国は調査しているのに、日本は何故やらなかったのか」「中国に天然資源をすべて持って行かれていいのか」と、説明のために呼ばれた内閣官房や外務、防衛、資源エネルギーなど各省庁の担当者に議員から厳しい叱責が浴びせられ、同時に政府にも厳しい批判が集中した。

政府批判の先頭に立ったのは舛添要一参院議員で、「海底資源が日中中間線の日本側にあっても、調査もしていなければ所有権を主張できない。中国が採掘を始めれば、資源を全部持って行かれる。どこの役所が最初に問題提起するのか」と質したが、資源エネルギー庁の担当者は「(外務省が)中間線を画定させないと試掘はできない」といい<sup>5)</sup>、外務省の担当者は「中国側に

4) 「海洋権益に関するワーキングチーム」は、2004年3月に尖閣諸島に中国人7人が不法に上陸したため、島の領有権に危機感を抱いた自民党が外交調査会に設置したワーキングチームで、日本の排他的経済水域への侵犯を繰り返す中国の海洋調査船などへの対策を検討するため週1回のペースで会合を開いてきた。

抗議しようにも根拠となる(資源エネルギー庁の)資源データがない」などと各省庁の説明は責任のなすり合いとも取れる内容で、舛添議員は「内閣官房も外務省も自分から動こうとしない。まったく無責任だ」と憤慨したという。また、元防衛庁長官の玉沢徳一郎衆院議員が「外務省は中国と話し合いをしているというが、全然進んでいない。わが国も独自に採掘するという判断をしないとイケない」と発言し、それは「海底に眠る膨大な天然資源をみすみす中国に奪われる可能性がありながら、有効な対策を持たない政府」(「東京新聞」2004年5月29日)への苛立ちの現れであったのかもしれない。

そして、春暁ガス田で中国が採掘用プラットフォームの建設工事を進めていることを確認した日本政府は、国連海洋法条約が境界の画定が合意されるまで「関係国は…最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う」(第74条第3項)と規定していることから<sup>6)</sup>、中国政府の行為が同条約に違反するばかりか「日本の権利を侵す懸念がある」と判断し、6月7日に中国政府に対して国連海洋法条約に違反するとの懸念の表明と、中国政府に「施設やガス田などに関する詳細な情報提供を求める」方針を決定したのであった<sup>7)</sup>。この懸念の表明は「周辺の海底には豊富な天然ガスや石油資

5) 経済産業省資源エネルギー庁は「南西諸島西側海域は海底の地層を調べる二次元探査を過去に2回行った。これ以上の詳しい調査は、境界画定のため両国の合意をうたった国連海洋法条約の趣旨から慎重にならざるを得ず、現時点で詳細な調査を行う予定はない。中国が何をやっているか知る立場にない」(「東京新聞」2004年5月28日)としていた。

6) 国連海洋法条約は、「向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規定第38条に規定による国際法に基づいて合意により行う」(第74条第1項)とし、「関係国は、第1項の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う」(同条第3項)と規定している。

7) なお、日本政府は2003年10月に「日本の権利を侵害している可能性がある」として懸念を表明するとともにガス田の正確な位置など事実関係を問い合わせたが、中国は「日本が懸念するようなことはしていない」と回答してきた。なお、日本政府が中国政府に対して施設やガス田などに関する詳細な情報提供を求めたのは、国連海洋法条約が「いずれの国及び権限のある国際機関も、沿岸国の排他的経済水域において海洋の科学的調査を実施するに当たり、次の条件を遵守する」とし、「(c)沿岸国に対し、そ

源が存在し、その多くが日本側にあるとされ…事態を放置すれば日本側の地下資源が中国側にのみ込まれかねない」ため「採掘に事実上のストップをかける狙いがある」(『産経新聞』2004年6月8日)と言われていた。

そのため、中川昭一経済産業相は6月8日の閣議後の記者会見で「外交ルートを通じて中国側に日本の排他的経済水域を侵す可能性がある」と伝えた」と述べるとともに、6月9日にフィリピンのマニラで開かれる東南アジア諸国連合(ASEAN)プラス日中韓3カ国のエネルギー大臣会合で中国国家発展・改革委員会の張国宝副主任(産業・エネルギー担当)との個別会談が予定されており、日本政府はその会談で改めて佐野忠克経済産業審議官が懸念を表明し、試掘データの提供を求めるなど中国との二国間協議で話し合っていく方針を示した<sup>8)</sup>。

また、細田博之官房長官は6月8日午後の記者会見で「日中中間線より中国側で行われており、直ちに影響を与えるものではないと認識している」が、「引き続き注視していく」と楽観的な見解を示したが、一方で同海域に眠る地下資源の権利については中国政府も「国連海洋法条約に基づいてしっかりした共通の認識を持っていると思っている」「海底油田やガス田(の開発)は、事実上相手国の資源を取ってしまうことになりかねない」との懸念を表した。この細田官房長官の発言は「東シナ海の日中中間線近くで中国が天然ガス資源開発に踏み切ったのは、《沖縄トラフ》までを自国の排他的経済水域とする主張を、既成事実化することが狙いとみられる」(『産経新聞』2004年6月8

の要請により、海洋の科学的調査の計画から得られたすべてのデータ及び試料を利用する機会を提供することを約し並びに写しを作成することのできるデータについてはその写し及び科学的価値を害することなく分割することのできる試料についてはその部分を提供することを約束すること」(第249条第1項)と規定していることにある。

- 8) 平松茂雄氏(杏林大教授)は「契約調印式に温家宝首相が出席したことが示すように、この海域の開発は国家次元での計画」で、「中国はこの地質構造を《西湖盆地》(西湖は対岸の杭州にある名勝地・筆者)と命名し…由緒ある地名を付けたことは、この海域の地下資源は中国に権利があるとの意思表示である。現実に数年来日本側海域でわが国政府の停止要請を無視して中国は綿密に調査し、ある地点では試掘を実施して自噴を確認している。このままの状態が続くと、日本側海域の海底石油資源は中国の主導による国際共同開発に発展することになる」(『東京新聞』2004年5月29日)としていた。

日)だけに、「日本側の排他的経済水域における地下資源アクセス権を侵害しないよう中国を牽制した」(「日本経済新聞」2004年6月8日)とされている。しかし、問題は中国政府がすでに国連海洋法条約を無視する活動を続けているにもかかわらず、中国政府が「国連海洋法条約に基づいてしっかりした共通の認識を持っている」との細田官房長官の対中認識である。このような認識が「中国側に好き勝手にやられて、日本側の対応が後手にまわっている」現実を生み出しているのである。

事実、6月17日には日中中間線付近で新たな天然ガス採掘施設の建設に中国政府が着工したことが産経新聞とフジテレビの共同取材によって確認され、このことにより「中国側が日本側の懸念をよそに、採掘推進の姿勢を崩さないことが裏付けられた」(「産経新聞」2004年6月18日2時49分更新)のである<sup>9)</sup>。

## Ⅱ 共同開発を提案してきた中国政府と独自調査を決めた日本政府

### (1) 共同開発を提案した中国政府の目論見

川口順子外相は6月18日午前の閣議後の記者会見で、中国政府が天然ガス採掘施設を建設している問題について「中国側に情報を求めているが、訪中までに何ら回答がなければ、李肇星外相に言わないといけない」との見解を示したが、「中国側に好き勝手にやられて、日本側の対応が後手にまわっているのではないか」という記者の指摘については「後手にまわっているということはない。これは去年の段階から、日本は中国に対して照会をしてきている」「わが国としては海洋法に則って、中国が行動しているかどうかということを確認する必要がある、それを行ってきている」と答えた。そして、

9) 細田官房長官も6月18日午前の閣議後の記者会見で、新たに確認された施設について「中間線より相当程度離れていると認識している」としながらも、「ガス田の構造は中間線より西で掘って採掘すると、その東にある資源をどんどん吸い上げるような形になる」「採掘施設が中間線よりも中国側にあったとしても、日本側に埋蔵されている資源まで採掘される可能性が高いとの認識を示した」(「産経新聞」2004年6月19日3時7分更新)のであった。



記者に「現段階では中国が海洋法に違反しているという認識ではないのか」と聞かれ、「今の段階では中国から特に鉦区の設定について確認ができていない。問題がないかもしれないし、あるかもしれない」(外務省「外務大臣会見記録」)との考えを示したが<sup>10)</sup>、この会見をみるかぎりでは川口外相は問題の重要性をほとんど認識せず、国連海洋法条約についても十分な知識を持っていないと言わざるを得ないばかりか、外相がこの程度の認識と知識しか持っていないために「中国側に好き勝手にやられてしまう」のである。

そして、中国・青島で開催されるアジア協力対話(ACD)第3回閣僚会合に出席した川口外相は6月21日に中国の李肇星外相と会談し、東シナ海における日本の排他的経済水域の境界線(日中中間線)近くの中国側海域での天然ガス田開発に関して中国政府が設定した鉦区が中間線から日本側にはみ出している疑いや、中間線の中国側で井戸が掘られても地下構造上、日本側の資源が採掘される可能性もあり、「日本の権利が害されている可能性がある」と強い懸念を表明するとともに、中国政府に鉦区設定などに関する詳細なデータの提供を求めた。しかし、李外相はデータの提供については明言を避け、「中間線画定には両国に相違があり交渉で解決したい。日本が主張する中間線を認めるものではないが、相違を棚上げした上で共同開発もあり得る。検討してほしい」とガス田の共同開発を提案してきたが、川口外相は「情報提供を受けて日本で研究した後、外交ルートで話し合う」として、中国政府に

10) 中川経済産業相は試掘のデータ等の提供を中国に求めていたが、「中国側から(情報提供に対する)返事はあったが、満足できるものでなかった。すぐにでも、もう一度、外交ルートで要求したい」「われわれにも取るべき選択肢があるのは、向こうも分かっているはず。返事がないからといって、いつまで待っているものでない」と述べ、「日本独自に詳細な探査や試掘に乗り出す可能性を示し」、また日中境界線を画定するため中国側に配慮して、これまで資源調査を自重してきた点に触れて「境界画定と資源調査のどちらが優先ということでない。政治判断が必要。仮に日本企業が試掘したいと言うときに、リスクがあるなら日本政府は当然守らなければいけない」とし、採掘の先願権を持つ4社に鉦業権を認めることを「検討している」と述べた(「東京新聞」2004年6月17日)。なお、同海域で日本政府は優先的に開発できる「先願権」を帝国石油など4社に認めているが、中国との境界が画定できないため採掘の前提となる「鉦業権」は認可していない。

まず開発状況を明らかにするよう求めたのであった<sup>11)</sup>。

この会談において中国政府はガス田の共同開発を提案してきたが、これは中国政府が「あくまで開発を継続する意思を示したもの」であり、川口外相が「ガス田開発にあたり《中間線》を日本側にはみだした形で中国が鉦区の設定をしている疑念を踏まえ…鉦区設定に関するデータの早期提供を求めたが、李外相は『接触を続けよう』と述べ、明確な回答を避けた」のは「開発を進めるための時間稼ぎ」(「産経新聞」2004年6月22日3時23分更新)と言われており、また日中関係筋は「欧米の石油メジャーと連携して開発を進める中国が、企業秘密をみすみす出すわけがない」「中国はもともと日本の主張する中間線を認めていないうえ、開発が終盤を迎えた現段階で日本側が加わる余地は乏しい」(「毎日新聞」2004年6月23日20時57分更新)との見方も出ていたのである<sup>12)</sup>。

そのため、日本政府はこの問題を放置した場合には「日本側海域の地下資源が採掘され、日本の権利が害される恐れがある」と考え、日本側海域で試掘調査を行う方向で具体的な検討に入り、細田官房長官は6月22日の記者会見で「試掘調査の前段階の探査を行うかどうか、よく協議し検討していきたい」と述べ、試掘調査に向けて日本側海域での地質調査を検討する考えを明らかにした。関係者によると、試掘調査には試掘船の確保などの事前準備に半年程度、試掘には数か月程度を要するという。なお、自民党内では試掘を求める声が強まっていたが、試掘すれば中国との関係が悪化することを懸念する声も以前から政府内には出ていたのである(「東京新聞」2004年6月9日)<sup>13)</sup>。

さらに、中川昭一経済産業相は6月22日の閣議後の記者会見で「明日、掘っ

11) アジア協力対話第3回閣僚会合の22日の冒頭の挨拶で、中国の温家宝首相は中国が日本など周辺国と対立を抱える東シナ海や南シナ海での海洋権益問題を念頭に「共同開発で争いを棚上げできる」と述べていた。

12) 日中外相会談で中国は春暁ガス田が自国の領海内にあると主張した上で「意見の相違を棚上げして共同開発を検討してほしい」と申し入れたが、中国はこれまでも尖閣諸島や南沙諸島などでも領土問題を棚上げして共同開発を進めるように提案し、「今回も領海議論に踏み込まず、ガス田開発の既成事実を積み重ねることが狙いではないか」(「毎日新聞」2004年6月23日20時57分更新)と言われていた。

ている状況を視察する。中間線と、そこにどういう施設や船があるのかこの目で確認したい」と述べ、視察には資源エネルギー庁の細野哲弘次長らが同行することを明らかにし、昨日の日中外相会談で中国が提案したガス田の共同開発については「まずは中国側がデータを提供し、われわれが主張する中間線のどちら側に(開発地点が)あるのか確認するのが先。現段階で共同開発は考えていない」との見解を示した<sup>14)</sup>。

## (2) 独自調査を決めた日本政府の思惑

東シナ海の排他的経済水域の境界線付近で「資源調査や試掘を着々と進めてきた中国に対し、権益を守るための効果的な手を打てずに来た日本。洋上に姿を見せた採掘施設は、その大きな代償にも見えた」(「読売新聞」2004年6月23日)と言われている中で<sup>15)</sup>、6月23日に開発現場を上空から視察し「天外天」と呼ばれるガス田に新たな巨大な採掘施設などの建造を確認した中川経済産業相は視察後の会見で「日中中間線から近いため、われわれの貴重な石油やガスが採掘されていないか(中国からの提供データで)ぜひ確認をとりた

- 13) 自民党政調審議会は6月15日に「海洋権益に関するワーキングチーム」がまとめた「海洋権益を守るための九つの提言」を了承し、月内にも小泉首相に提出するとしている。提言では、中国が日本の排他的経済水域で調査活動を繰り返していることに対抗し、東シナ海の排他的経済水域境界線付近で政府主導による海底資源調査と資源の試掘を実施することや、首相をトップとする海洋権益関係閣僚会議の新設を盛り込み、また中国の海洋調査船が事前通告なしに日本の排他的経済水域内で活動している現状などを踏まえ「海洋権益に関する戦略策定機能を官邸に整備し、海洋秩序確保の体制を整えることが急務」だとして予算や組織の両面での政府の迅速な対応を求めている。
- 14) 川口外相は6月22日午前の記者会見で、中国が提案したガス田の共同開発に対して「わが国としては現段階においては共同開発という話を進めるということは考えていない」と述べ、細田官房長官も「向こう側の言い方もちょっと不透明なところがいろいろある」と述べた。
- 15) また「中国の反発をおそれ、日本の石油採掘企業4社から出されていた探査や試掘の許可願を30年以上も放置したままの日本政府。一方、中国は同じ海域で調査を強行し、1995年には日本政府の抗議を無視して試掘まで行っている」(「東京新聞」2004年7月9日)が、中国政府が日本政府の抗議を無視して試掘まで行った当時の日本の首相が村山富市であったことを考えれば、日本政府の抗議は抗議に非ず、中国がそれを無視するのは当然のことであった。

い。日中双方が平和的に発展していくために是非ともやらなければならない作業だ」「(中国からの)誠実な回答を期待しているが、それ以外に何ができるかについては慎重に検討している」と述べ、「中国の対応次第では日本独自で海底資源を調査する可能性があることを示唆した」(「毎日新聞」2004年6月23日)のである。なお、この視察は「天然資源や漁業など国家の経済的主権が及ぶ排他的経済水域の境界である中間線を越えて、開発事業が行われていないか確認するのが目的。中間線を排他的経済水域と認めず、鉱脈など開発データの提供も拒み続ける中国側に圧力をかける狙いもある」(「産経新聞」2004年6月23日15時28分更新)と言われていたが、このような視察が中国政府への圧力となり、中国政府が鉱脈などの開発データを提供すると思っていたのであれば、それは大きな間違いであると言わねばならない。

そして「日本がこれまで、境界線付近での試掘調査や民間への鉱業権許可を見合わせてきたのは、国連海洋法条約の規定を尊重したため」(経済産業省幹部)と言われ、外務省には「東シナ海の資源開発戦略がはっきりしない中、靖国問題や領土問題などでギクシャクする日中関係に、新たな火種を抱えたくないとの事情があるようだ」が、外務省幹部が「もはや省庁間で押し付け合いをしている段階ではない」とし、経済産業省幹部も「中国がデータを提供したとしても、鵜呑みにしてエネルギー政策を立案していいのか」と述べ、日本政府独自の試掘調査を早急に検討すべきだとの考えを示していた。しかし、一方で先願権をもつ石油開発会社の幹部は境界線の日本側を中国が日本の排他的経済水域と認めていないため「境界線が確定しないまま開発すれば、威嚇射撃や拿捕の対象になりかねない」と危惧し、安全面での議論がないまま日本独自調査の情報が飛び交っていることに危機感を強めているのも現実であった(「毎日新聞」2004年6月23日20時57分更新)。

こうした中、中川経済産業相は6月29日の閣議後の会見で、排他的経済水域の境界である日中中間線付近での中国のガス田開発事業は日本側に権利がある資源の採掘につながる恐れがあるため鉱脈など開発データの提供を中国政府に求めていたが、「要求して1カ月になるが、満足する回答を得ていない」

「政府一体になって試掘調査を視野に入れた基礎調査を実施したい」と述べ、経済産業省を中心に7月上旬から中間線に沿った日本側の海域で試掘を視野に入れた海底資源調査を実施することを明らかにした。経済産業省によると、調査(石油天然ガス・金属鉱物資源機構に委託、費用は30億円)は7月7日から10月ごろまでを予定しており、北緯28度から30度の中間線に沿った幅約30km、長さ200km強の帯状の海域を対象として、調査船から海底に地震波をあてて海底に天然ガスや石油層があるかどうかを確認する「三次元地震探査」と呼ばれる方法で調査を行うという。同省はこの調査を試掘の前段階の調査と位置づけ、海底資源の存在の確認が取れた場所ではさらに試掘調査を実施するとしている。なお、日本政府は同日までに外交ルートを通じて中国政府に調査を実施する方針を伝えた<sup>16)</sup>。

日本政府が独自調査の実施を決めたのは「日本政府内には採掘を黙認し、日本側海域の資源が侵食されることになれば『中間線を超える中国の活動が既成事実化する』との懸念がある」ため、「権益確保に関する日本の姿勢を明確にすること」(「産経新聞」2004年6月30日3時55分更新)が狙いの一つであり、同時に中国政府にデータの提供を「引き続きお願いする」という外交ルートでの協議を続ける意向を示しつつも「膠着状態打開の新たな一手」とも言われていた。そして、日本政府が独自調査を実施する意向を中国政府に伝えたのは「日本側海域への配慮なしでの開発に一定の歯止めをかけることを目指す」ためとされていたが、「中国が開発の手を緩めるのか、反発するのか皆目見当がつかない」(経済産業省幹部)状況で、「打開に結びつくかは不透明。調査の結果、ガス田が日本側海域に広がっていることが確認されれば、資源

16) 細田官房長官は6月29日の閣議後会見で「両国に大きな影響がある問題なので、本来なら最初から協力して進めることが望ましい」と、改めて中国側の動きに不快感を示した。また、小泉首相の諮問機関「安全保障と防衛力に関する懇談会」(座長・荒木浩東京電力顧問)が6月29日にアジア太平洋地域の安全保障をテーマに開催され、東シナ海の日中中間線付近で中国側が進める天然ガス田開発や領有権で対立する尖閣諸島などの問題を念頭に「中国はナショナリズムが高揚し、防衛線を前に出している。一つ一つの事象にきちんと対応していかなければならない」と日本政府に毅然とした対応を求める意見が出されていた。

配分も求めるが、日本が主張する排他的経済水域を認めていない中国との交渉は難航が予想される」(「毎日新聞」2004年6月29日20時43分更新)と見られていたのである。

### Ⅲ 日本政府の独自調査に反発しデータ提供を拒否した中国政府

#### (1) 日本政府の独自調査に反発した中国政府の言い分

日本政府が独自調査を実施することを中国政府に伝えるや否や、中国外交部の沈国放次官補は6月30日に阿南惟茂駐中国大使を外交部に呼び、日本政府が主張する「日中中間線は認めない」との立場を繰り返す一方、中国政府は「両国関係の大局に立った行動」をしているが、日本政府の調査実施は「一方的な決定」であるとして不満を表明するなど強い懸念を伝えた。これに対して、阿南大使は「日中政府間の信頼関係が重要だ」とした上で、日本政府が要請している資料の速やかな提供を中国政府に改めて求めた。また、中国外交部の章啓月副報道官は同日に日本政府に「外交ルートを通じ嚴重な申し入れをした」ことを明らかにするとともに「中国の利益を損なわず、事態を複雑化させるいかなる行動もとるべきでない」と日本政府を牽制する談話を発表したのであった。しかし、「事態を複雑化」させているのは中国政府であって、たとえば日本近海での中国の海洋調査活動は今年に入って海軍艦艇の2回を含め既に16回が確認されており、事前通報違反など日本政府から中国政府への抗議はまったく「中国の歯止めにならない」(「産経新聞」2004年7月1日3時5分更新)のであった<sup>17)</sup>。

17) 日本政府が日本側海域で試掘を視野に入れた海底資源調査の実施を検討している最中の6月25日に、中国の温家宝首相は石油・天然ガスの戦略資源研究会議を主催し「石油・天然ガスは重要な戦略資源だ。中国内の資源探査・開発を強化すべきである」と指示し、これに呼応するように同日から27日にかけて尖閣諸島の魚釣島周辺の日本の排他的経済水域内で中国の海洋測量艦が事前通報制度を無視して活動しているのを海上自衛隊が確認した。中国のこの行動は「自国の領土・領海に行くのに日本への通報は必要ないとの考えを行動で示したもの」と言われ、また中国の国営新華社通信の週刊誌「瞭望東方週刊」(最新号)は特集記事で「中国の海洋国土(海域)は半分(日本側海域など)

さらに、翌7月1日の定例記者会見で章啓月副報道官は「日本政府はこの問題で慎重な行動をとるよう希望する。事態を緊張、複雑化させるいかなる言動もしてほしくない」と日本政府が独自で実施する調査に反対する姿勢を示すとともに、「中日両国は東中国海の境界確定問題で確かに論争している。中国側の立場は、両国は交渉を通じて関連する問題を解決すべきだということだ。日本側はこの問題を処理する上で両国関係を維持する大局に立ち、事態を複雑化させるいかなる言行も取らないよう希望する。私の知る限り、中国が進めている東中国海の石油・天然ガス開発は、論争の海域ではなく、中国近海に位置している。東中国海の境界確定問題について、中日両国は交渉を通じて話し合いによって解決するべきだ」(「人民網日本語版」2004年7月2日)と、何としても資源を独り占めしたい中国政府は自国の開発の正当性だけを強調するという独善性に満ちた論理を展開してきたのである。

そして、東シナ海の海底資源を探查するために日本政府が委託先を通じてノルウェーから傭船した調査船「ラムフォーム・ビクトリー号」が7月4日朝、中国政府が開発を進める天然ガス田付近の日本海域に向けて那覇港を出航し、中国政府は「一方的」と反発しているが、日本政府は「粛々と進める」と語り、7日早朝には中間線から日本側の現場海域で独自の地質調査を開始した。そのため、中国外交部の王毅次官は7月7日に阿南惟茂駐中国大使に対し「東中国海はまだ境界線が定まっておらず、中日両国はこの問題をめぐって論争している。いわゆる『中間ライン』はただ日本側が一方的に主張しているだけで、中国がこれまで認めたことはなく、また認めることもできない。日本側のこうした自分の主張を他人に押し付けるようなやり方を、中国は決して受け入れられない。日本側のこうした挑発的行為は非常に危険であり、中国

---

がまだ調査が済んでいない」「海洋調査をしてこなかった日本には中国と交渉する《資格》がない」と断言し、「国連海洋法条約では2,500mの深さが大陸棚の基準となるが、沖縄トラフは2,940mある」と主張し、中国大陸から南西諸島西岸の沖縄トラフまでは一つの大陸棚で、中国は東シナ海大陸棚全海域に対する主導的権利をもつと主張していたのであり、そのため「東シナ海で日本と係争中の《中間線問題》について中国は資源の探查・開発で一步も譲らない姿勢だ」(「フジサンケイビジネスアイ」2004年6月29日)と伝えられていた。

は断固として反対する」「東中国海の境界線確定は、交渉による解決こそ唯一正しい選択だ。日本が国際法ルールを守り、両国の論争海域で中国側の主権と権益を侵害する行為を直ちに停止することを、中国は強く要求する」(「人民網日本語版」2004年7月8日)と抗議を申し入れてきた<sup>18)</sup>。

このように、中国政府は日本政府の調査に対して「中国は決して受け入れられない。日本側のこうした挑発的行為は非常に危険であり、中国は断固として反対する」と主張する一方で、中国政府は日本政府の度重なる抗議を無視し、事前通報制度や国連海洋法条約に違反した海洋調査活動を日本の排他的経済水域内で実施してきているのである。そのため、細田官房長官は記者会見で「大変遺憾なこと。国際的に当然、常識的な線がある。強い抗議をしていかなければならないと思っている」と述べたが、そもそも未熟な中国に国際的な常識が通用するとの細田官房長官の認識が間違っているのである。

こうした中で、米 국무省当局者は7月15日に東シナ海の天然ガス田開発をめぐる日中両国の対立が深刻化していることを受け「両国に境界線画定の合意を強く求める」と言明し、最終合意締結までは「暫定的な取り決め」を結ぶよう提案し、事態悪化を回避するよう呼びかけた。これは「中国に対抗して日本が独自の地質調査に着手するなど問題が複雑化する中で、米政府が示した初の公式見解」で、「中国側の計画に米中堅石油メジャーが参画していることや冷え込んでいる日中関係を踏まえ、新たな火種をつくらぬよう双方に善処を求めたといえる」(「共同通信」2004年7月16日17時38分更新)のである。また、当局者は「日中両国にとって微妙な問題と認識している。(事業に参加する)米企業にもこの点を周知させるため最善の努力を払う」と指

18) 日本政府が東シナ海の日中中間線付近で地質調査を開始したことに対して、中国の民間団体「愛国者同盟」のメンバーら約35人が7月9日に北京の日本大使館前で抗議活動を行った。メンバーは中国国旗を掲げ「日本軍国主義を打倒」などと叫び、日本の調査を「野蛮な侵略行為」と決めつけて「嚴重に抗議する」との声明を大使館職員に手渡した。日本大使館によると、メンバーの一部が持参した手製の日の丸を踏みつける場面もあったという(「共同通信」2004年7月9日21時18分更新)。その後「日本は東シナ海から出て行け」「日本の帝国主義を打倒せよ」などと叫びながら短時間のデモ行進をした(「時事通信」2004年7月9日21時2分更新)。



摘し、境界線画定をめぐる「第三国間の論争にはいかなる立場も取らない」との原則的立場を表明した<sup>19)</sup>。

## (2) 中国政府がデータ提供を拒否した理由

日本の排他的経済水域で中国艦船が事前通報なしに海洋調査活動を行うなど、中国政府と海洋権益をめぐるトラブルが続く中で東シナ海、太平洋での大陸棚や排他的経済水域の画定、海洋資源確保を検討する「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」(議長・二橋正弘内閣官房副長官)が設置され、同連絡会議では「海洋を巡るさまざまな問題を特定せず協議する」(細田官房長官)とされていたが、中国が沖ノ鳥島を「島」ではなく「排他的経済水域を設定できない岩だ」と主張するなど日中間で排他的経済水域境界線が画定していないこともあって<sup>20)</sup>、連絡会議の設置は「中国が東シナ海

19) この米国務省当局者の話との関連は不明だが、9月29日に英ロイヤル・ダッチ・シェル社と米ユノカル社は中国と共同で進めていた東シナ海の天然ガス田「春暁」開発事業から「商業上の理由」で撤退すると発表した。ユノカル社のハンセン副社長は、同社のホームページで「過去1年にわたり調査と分析を進めたが、商業上の理由でこれ以上プロジェクトを進めないことになった」と述べているが、判断の根拠は示していない(「産経新聞」2004年9月30日)。

20) 中国国務院(政府)国家海洋局海洋発展戦略研究所に所属する研究者が日本最南端の領土である沖ノ鳥島を「島ではない」と断じ、同島を基点とした日本側の排他的経済水域設定は「不当」であり、中国調査船の活動を「日本側に通報する義務はない」とする論文を国営新華社通信の「瞭望東方週刊」(最新号)に発表した。論文は沖の鳥島を「日本が300億円をかけセメントで造った人工島」「人が居住したり経済活動を行う条件がなく、人為的に拡張された岩」であり、国連海洋法条約上の島には当たらず、日本側は排他的経済水域の設定はできないとの論理を展開し、「日本が線引きできるのはせいぜい最大12海里の範囲の領海であり、それ以外の海域での中国の海洋科学研究がなぜ不法なのか」としている。また、論文は「日本の主張は国際法などを顧みておらず、日本側が中国に調査船の活動を事前通報するよう要求する権利はなく、中国側も日本側に通報する義務はない」と日本側の主張を完全に無視する姿勢を鮮明にした。なお「論文を公表した背景には、中国側の主張を明確にし、日本側の抗議は受け入れられず事前通報なしで調査を続行する姿勢を示すためとみられ…こうした強硬姿勢は、4月に開かれた日中協議で《沖ノ鳥島は岩礁》との中国側主張に日本側が一斉に反発したことへの《反論》の意味がある」(「産経新聞」2004年5月31日)とされている。なお、沖ノ鳥島を島ではなく岩であるとした根拠は、国連海洋法条約がいう「人間の居住又は独

の日中中間線近くで進める天然ガス田開発を加速させていることへの危機感が政府内にもようやく強まってきたため」(「産経新聞」2004年8月7日3時3分更新), 「東シナ海のガス田開発など海洋資源確保に乗り出した中国の動きを意識したもの」(「毎日新聞」2004年08月05日)と言われていた<sup>21)</sup>。そして、8月6日に開催された同連絡会議の初回会合では鉱物資源などが埋蔵される大陸棚の権益を確保するために大陸棚画定に向けた基本方針が策定され、2009年1月を目途に日本周辺海域の大陸棚が日本の領土と地続きであることを証明するデータを国連に提出することや、データ収集のため2004年度から開始している海底地形調査や地殻構造探査を加速し、2007年末までに終了するという具体的日程も確定されたのであった。

また、日本政府は東シナ海の石油や天然ガスを確保するために日中中間線付近で実施している海洋資源探査を強化する方針を決め、経済産業省・資源エネルギー庁は平成17年度予算の概算要求で探査費用として今年度の3倍にあたる100億円を計上し、データ分析などのため新規で5,000万円の調査費も要求するとしていた<sup>22)</sup>。なお、今年度の探査予算はチャーター船への委託費用の約30億円を含め38億円にすぎなかった。さらに『産経新聞』(2004年8月26日4時36分更新)によれば、中国政府は海洋資源探査船を12隻を保有しているといわれ、国連海洋法条約では公船に対する拿捕や臨時検査などが禁じられていることを根拠に中国政府は政府所属の探査船によって日本の排他的経済水域内での海洋調査活動を強行しているのが現状であり、探査船を保有していない日本政府は探査海域を広げるためにも政府が独自に探査船を所有する

---

自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない」(第121条第3項)であろう。

- 21) しかし、政府は「海洋権益に関するワーキングチーム」が求めていた首相が主宰する「海洋権益関係閣僚会議」の設置を見送ったため、党内からは「政府は本当に本腰を入れるつもりなのか」と懐疑的な見方も出ていた。
- 22) 日本政府は12月13日に東シナ海の海洋権益確保に関連し、平成17年度予算で海洋資源の試掘を含む調査費に約130億円を計上する方針を固めた。また、財務省原案でゼロ査定だった三次元物理(資源)探査船の建造が12月22日の大臣復活折衝で認められ、17年度分の101億円を含め総建造費は247億円で、資源エネルギー庁は平成19年度までの就航を目指している。

ことも必要となり、その所有についても検討されることになったのである<sup>23)</sup>。

他方、中川経済産業相は9月5日にジャカルタで中国の薄熙来商務相と会談し、中国政府が東シナ海の日本の排他的経済水域の境界線(日中中間線)近くで天然ガス田の開発を進めていることに強い懸念を表明し、特に日本政府が地質構造のデータ提供などを正式に要請しているにもかかわらず中国政府から回答がないことに対して「中国側の対応は極めて不誠実であり、(この問題を)解決しないと大変なことになる。各国も関心を持っている」と申し入れるとともに、「われわれも(地質調査の)次の段階の準備を進めている」と述べ、問題が解決しなければ日本側も試掘に踏み切る可能性を示唆した(「読売新聞」2004年9月5日22時13分更新)。これに対して薄商務相は「私はこの問題の担当閣僚でない」とした上で「両国が冷静にスピード感をもって話し合うことが大事だ」と述べ、本国に伝えるとしたが、中川経済産業相は「様々なルートを通じて要請してきたが、皆同じ答えだ。何らかの反応を重大な関心を持って待ちたい」と念押しした。

しかし、中国外交部の孔泉報道官は9月7日の定例記者会見で、記者が「中国が東中国海で天然ガスの採掘を開始したことについて、日本は異議を示している。日本の経済産業相は中国側に、繰り返し申し入れを行い、中国側に適切な情報を提供するよう求めたが、中国側はこれまで明確な回答を示していないようだ。この問題における中国側の立場を説明してほしい」と質問したのに対し、孔泉報道官「東中国海の境界線については実際ずっと議論があるが、中国と日本はまだ境界確定作業をしたことがない。われわれは、

---

23) 日本政府が海洋資源探査を強化する方針を決めると時を同じくして、中国南京市の夕刊紙「揚子晩報(電子版)」は8月26日に、東シナ海の天然ガス田「春暁」と陸地をつなぐ長さ470kmの海底パイプラインの敷設工事が始まったと報じるとともに開発計画の概要を初めて伝えた。同紙によると、春暁は4つのガス田で構成され、総面積は22,000km<sup>2</sup>で、来年5月に第1期工事が完成する見通しで、パイプラインを通じて年間25億m<sup>3</sup>の天然ガスを浙江省と上海市に供給するという(「共同通信」2004年8月26日21時38分更新)。細田官房長官は8月27日午後の記者会見で、中国がパイプラインの敷設工事を始めたとの中国の報道に関し「中国政府に事実関係を照会している。(事実であれば)改めて重大な懸念を表明せざるを得ない」と述べた。

双方は東中国海問題の紛争について、平和的協議という形を通して解決すべきだと考える。われわれは、東中国海の安定の維持、矛盾のエスカレートの回避、互惠と利益共有の実現は、双方にとっていずれも利益があると考えられる。日本側が中国側にデータや資料を提供するよう求めたとの話だが、私が把握しているところでは、中国が東中国海地域で進める開発は、完全に中国の近海で行われている。こうした状況で、日本が一方的に主張する中間線を根拠にデータと資料の提供を求めるのは、まったく道理に合わない。ここで丁重に申し上げておくが、われわれはこれまでこのような中間線を受け入れたことはない。われわれの基本的な姿勢は、交渉と協議を通してこの問題を解決すると同時に、東中国海については論争を放置し、開発を共同で進めることだ。中国側の立場はまさにこの2点にまとめられる」(「人民網日本語版」2004年9月8日)と答え、日本政府の資料請求には何ら道理がなく、提供を拒否する方針を明らかにしたのである<sup>24)</sup>。

## おわりに

中国政府が資料提供を拒否した理由は、日中中間線を越えて日本側海域に張り出した鉦区が12カ所も設定されていることが明らかになるからであったことは言うまでもない。そして「中国が東中国海地域で進める開発は、完全に中国の近海で行われている。こうした状況で、日本が一方的に主張する中間線を根拠にデータと資料の提供を求めるのは、まったく道理に合わない」という理由で資料提供を拒否することは国際社会が注視している中では得策ではないと判断した中国政府は、両国で東シナ海の境界画定などをめぐる実

24) そのため、細田官房長官は9月8日午前の記者会見で、日本政府が求めていたデータ提供を中国外交部が拒否する考えを示したことに対し「外交ルートを通じ極めて遺憾と申し入れた」と述べ、また「開発地点の鉦区や地下構造の一部が日中両国の中間線をまたがっている可能性があることに重大な懸念を有している」と強調し、再度情報提供を求めたことを明らかにし、また川口外相が9月11日から北京を訪問することに触れて「機会をとらえ、さまざまな場で申し入れをしていきたい」と日中外相会談などで問題提起する考えを示した。

務者協議を進めるよう日本政府に提案してきたのである。この問題は次稿以降で検討するが、こうした提案は国連海洋法条約が「関係国間において効力を有する合意がある場合には、排他的経済水域の境界画定に関する問題は、当該合意に従って解決する」(第74条第4項)と規定していることから、同条約に則り衡平な解決を達成するためとの中国政府の見せかけであって、本当のところは、それは協議で時間稼ぎをし、その間に既成事実を積み上げようとする中国政府の姑息な常套手段であり、多くの事実がそれを物語っているのである。

さて、本稿での検討において明らかになった問題は、中国政府が国連海洋法条約を無視して東シナ海での天然ガスの開発を強行していることであることは言うまでもないが、特筆すべきは日本政府における国連海洋法条約の理解とその態度である。つまり、東シナ海では日本と中国の間の距離が短く、両国が排他的経済水域を設定できる海域が重なっているため、日本政府は両国から等距離の「日中中間線を境界にすべき」と主張しているが、それは国連海洋法条約第74条第4項がいうところの二国間での衡平な解決を達成するための一つの提案にすぎないにもかかわらず、日本政府はそれがあたかも合意されたものとして日中中間線より東側だけが日本の排他的経済水域と勘違いしていることである。しかし、中国政府が「いわゆる『中間ライン』はただ日本側が一方的に主張しているだけで、中国がこれまで認めたことはなく、また認めることもできない」としていることから日中中間線に代わる排他的経済水域の境界線が両国間で画定されるまでは日中中間線の西側の海域であっても日本の領海の幅を測定するための基線から200海里を超えない範囲は日本の排他的経済水域であることを日本政府は堂々と主張しなければならないのである。中国政府の主張は正にこれであるが、日本政府はこれまでこのような主張をまったくしていないのである。

【脱稿：2005年1月15日】